

少年法の一部を改正する法律案に反対する会長声明

政府は、2021年(令和3年)2月19日、少年法の一部を改正する法律案(以下「本改正案」という。)を通常国会に提出した。

本改正案は、満18歳ないし満19歳の者を「特定少年」として満18歳未満の少年と区別しつつも、少年法の適用対象であるとし、家庭裁判所への全件送致の原則は維持するなど、「少年の健全な育成」を期すという従来の少年法の理念の枠組みの中で処遇しようとした姿勢はみられた。

当会では、2015年(平成27年)8月11日には「少年法の適用年齢の引き下げに反対する会長声明」を发出したが、これは未だ十分に成熟しているとはいえない一方、可塑性を備えている若年者の処遇に当たっては、犯情の軽重のみに囚われることなく、その者の置かれた環境要因まで目を配った要保護性の観点を重視し、ときには後見的な態度で臨む保護処分こそが、その者の真の更生に資するものであり、社会のためでもあることが、これまでの少年法の運用実績からも明らかだからである。

その意味で、民法の成人年齢引き下げと直接連動させることなく「特定少年」を少年法の適用対象とした姿勢そのものについては、一定の評価をすることができる。

しかし、本改正案の具体的な内容を個別に検討すると、下記で述べる諸問題において、「特定少年」につき実質的には少年法の理念が骨抜きにされるおそれが強く、改悪と評価せざるを得ない面を多く有している。

- 1 第1の問題点は、特定少年の原則逆送事件の範囲について「死刑または無期若しくは短期一年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件」にまで極端に大幅に拡大させている点である。

現行法では満16歳以上の少年が故意に被害者を死亡させた事件を原則逆送の事件としているが、少年事件の絶対数が減少している中、その範囲を上記のとおり大幅に拡大しなければならないような立法事実は存在しない。

特に、拡大対象となる罪には強盗罪も含まれる。強盗罪には窃盗と暴行の併合罪に近い類型もあり犯情の幅が極めて広いにもかかわらず、そのような類型も含めたすべてを原則逆送としてしまえば、保護観察や少年院送致など、少年の要保護性に重点を置いて可塑性に訴える処遇を行うことができず、少年の更生や再犯防止にとって却って逆効果となりかねない。

- 2 第2の問題点は、家庭裁判所の処分を「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内で行う」として、保護処分の選択基準につき犯情の軽重のみを当該条項における一次的な考慮要素として挙げた点である。

これは、一見すると当然のことを規定したようにもみえる。しかし、少年法の理念は要保護性の視点を抜きには語れない。要保護性の視点を欠けば、犯情の軽重のみに囚われないきめ細やかな要保護性の調査検討を経た個別具体的な処遇の機会を失わせることになる。

- 3 第3の問題点は、特定少年については「ぐ犯」を保護処分の対象外とした点である。
未成熟な若年者は、虐待や貧困などにより社会的に弱い立場におかれた結果、周囲の交友環境等に影響されて非行に及ぶこともある。しかし、ぐ犯を保護処分の対象外にしてしまえば、環境的な要因で犯罪を行う一歩手前まで来てしまった若年者を保護処分の対象にできず、援助の手を差し伸べる機会を取りこぼしてしまうことになりかねない。
- 4 第4の問題点は、逆送された「特定少年」に、少年法の定める刑事事件に関する特例が適用されない点である。
勾留要件の加重、他の被疑者・被告人との取扱いの分離、20歳以上の者との収容の分離、不定期刑、労役場留置の禁止、20歳以上の者との懲役・禁錮の執行の分離、早期の仮釈放・仮釈放期間の終了、資格制限の緩和といった少年法の定める特例は、若年者の未成熟、可塑性に配慮した、正に少年法の理念を実体化する規定である。特定少年を少年法の適用対象とする以上、その適用を排除するのは背理である。
- 5 第5の問題点は、特定少年が公判請求された場合には、推知報道の禁止を解除している点である。
現代社会では、いわゆるSNS等によりひとたび情報が発信されてしまうと事後的にその情報を抹消することはほぼ不可能であり、報道された者にはいつまで経っても過去の犯罪を理由に社会的に不利益な扱いを受ける危険性が残ることになる。これではせっかく更生の道を歩み始めた若年者の意欲を削ぐこととなり、少年法の理念が水泡に帰してしまうことになりかねない。特定少年についても推知報道の禁止は堅持されるべきである。

以上のとおり、本改正案には若年者の更生について無視できない悪影響を及ぼす重大な問題点が多数ある。よって、当会は、本改正案に強く反対する。

以上

2021年(令和3年)3月31日

青森県弁護士会

会長 竹中 孝